雪野原市西区樹氷保護条例

- 1. 西区の指定する樹氷保護地区では、一切の樹氷の採取を禁ずる。
- 2. 採取した場合は、以下の尺度で判断する。
 - (ア)軽微な被害:罰金 1000円
 - (イ) 軽度の被害:罰金 3000 円
 - (ウ)中度の被害:罰金5000円の上区外追放
 - (エ) 重度・壊滅的な被害:罰金 10000 円の上迷惑行為として電鯖管理局へ通報
- 3. 採取した者に関しては、西区による開示についての抗議は二回のみすることができることとする。
- 4. 採取された樹氷に関しては、可能な限りの修復を行う。
- 5. 樹氷保護地区は西区が決定し、西区が管理することとする。